

臼杵市水防計画

平成31年（2019年）3月

臼 杵 市

関係官公署等電話番号

臼杵市役所	0972-63-1111
〃 災害対策本部	0972-63-1111 内線2131・2132
乙見ダム管理事務所	0972-65-2765
末広ダム管理事務所	0972-63-5438
臼杵市 消防本部 臼杵消防署	0972-62-2303
〃 野津分署	0974-32-2411
大分県 水防本部	097-536-1111 内線4595・4596
(河川課)	097-506-4596
〃 水防支部 (臼杵土木事務所)	0972-63-4136
〃 災害対策本部	097-538-2500
野津ダム管理事務所	0974-22-1057
大分県警察本部	097-536-2131
大分県 臼杵津久見警察署	0972-62-2131
海上保安庁 大分海上保安部	097-521-4999
陸上自衛隊 別府駐屯地第41普通科連隊	0977-22-4311
大分地方气象台	097-532-2247
JR九州 大分支店	097-538-2655
JR九州 佐伯駅	0972-22-0142
JR九州 臼杵駅	0972-63-8955
NTT西日本 大分支店	097-537-6900
九州電力佐伯営業所	0972-22-0068
九州電力三重営業所	0974-22-0640
NHK大分放送局	097-533-2808
大分放送	097-553-2525
テレビ大分	097-532-6568
大分朝日放送	097-538-8855
エフエム大分	097-534-8888
臼杵ケーブルネット株式会社	0972-64-7000
大分ケーブルテレコム	097-542-1121

－ 目 次 －

第1章 総則	
1.1 目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 水防の責任等	3
1.4 水防計画の作成及び変更	5
1.5 津波における留意事項	5
1.6 安全配慮	6
第2章 水防組織	
2 市の水防組織	7
第3章 重要水防区域等	
3.1 重要水防箇所の設定基準	8
3.2 重要水防区域の設定箇所（大分県）	8
3.3 水防区域の設定箇所（大分県）	8
3.4 重要浸水区域の設定箇所（大分県）	9
第4章 予報及び警報	
4.1 気象庁が行う予報及び警報	10
4.2 洪水予報河川における洪水予報	14
4.3 水位周知河川における水位到達情報	15
4.4 水防警報	17
第5章 水位等の観測、通報及び公表	
5.1 水位の観測、通報及び公表	20
5.2 雨量の観測（雨量観測所）	21
第6章 気象予報等の情報収集	
6 気象予報等の情報収集	22
第7章 ダム・水門等の操作	
7.1 ダム・水門等	25
7.2 操作の連絡及び伝達方法	26
第8章 通信連絡	
8.1 通信連絡系統	27
8.2 災害時優先通話の取扱い	27
8.3 その他の通話施設の利用	27
第9章 水防施設及び輸送	
9.1 水防倉庫及び水防資器材	28
9.2 輸送の確保	28
第10章 水防活動	
10.1 水防配備	29
10.2 巡視及び警戒	31
10.3 水防作業	32
10.4 警戒区域の指定	32

10.5	避難のための立退き	32
10.6	決壊・漏水等の通報及びその後の措置	33
10.7	水防配備の解除	33
第11章 水防信号・水防標識等		
11.1	水防信号	34
11.2	水防標識	34
11.3	身分証票	34
第12章 協力及び応援		
12.1	河川管理者の協力	35
12.2	市町村間の応援及び相互協定	35
12.3	警察官の援助要求	35
12.4	自衛隊の派遣要請	36
12.5	国（河川国道事務所、地方気象台）との連携	36
12.6	災害時応援協定等事業所及び団体との連携	36
12.7	住民、自主防災組織等との連携	36
第13章 費用負担と公用負担		
13.1	費用負担	37
13.2	公用負担	37
第14章 水防報告等		
14.1	水防記録	39
14.2	水防活動実施報告	39
第15章 水防訓練		
15	水防訓練	41
第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置		
16.1	洪水・内水・高潮対応	42
16.2	津波対応	44

第1章 総則

1.1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、大分県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる臼杵市が、同法第33条第1項の規定に基づき、臼杵市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりとする。

用語	内容
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を協同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第1項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第2項）。
消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。
消防機関の長	消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第4項）。
水防団	法第6条に規定する水防団。臼杵市では消防機関が水防事務を処理し、水防団は設置しない（法第5条第2項）。
量水標管理者	量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	流域面積が大きい河川であつて、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川（洪水予報指定河川）について、気象庁及び国土交通省又は都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水防警報	洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認められるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）

用 語	内 容
水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位又は高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。
内水氾濫危険水位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。
高潮氾濫危険水位	法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のこと。高潮により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

用語	内容
雨水出水特別警戒水位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
高潮特別警戒水位	法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。高潮氾濫危険水位に相当する。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報指定河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条）。
内水浸水想定区域	水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）
高潮浸水想定区域	水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（法第14条の3）。

1.3 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 水防管理団体（市）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- ④ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- ⑤ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑦ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑧ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑨ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑩ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

- ⑪堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑫公用負担（法第 28 条）
- ⑬避難のための立ち退きの指示（法第 29 条）
- ⑭水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑮水防計画の策定及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑯水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑲消防事務との調整（法第 50 条）

(2) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第 3 条の 6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第 4 条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第 7 条第 1 項及び第 6 項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第 8 条第 1 項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第 10 条第 3 項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第 11 条 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 3 項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ⑧水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項並びに第 13 条の 3）
- ⑨洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）
- ⑩洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3）
- ⑪水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）
- ⑫水防信号の指定（法第 20 条）
- ⑬避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ⑭緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第 30 条）
- ⑮水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）
- ⑯水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑰水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(3) 国土交通省の責任

- ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 2）

- ⑤水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑨水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑩都道府県に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(4) 気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

(5) 居住者等の義務

- ①水防への従事（法第 24 条）
- ②水防通信への協力（法第 27 条）

(6) 水防協力団体の義務

- ①決壊の通知（法第 25 条）
- ②決壊後の処置（法第 26 条）
- ③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときには、あらかじめ、臼杵市防災会議に諮るとともに、大分県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

1.5 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近接津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。

近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動に従事する者の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。

しかし、近地津波で、かつ安全な場所までの所要時間がかかる場合は、活動者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

1.6 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員や樋門等操作員の水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

消防団員等は避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。

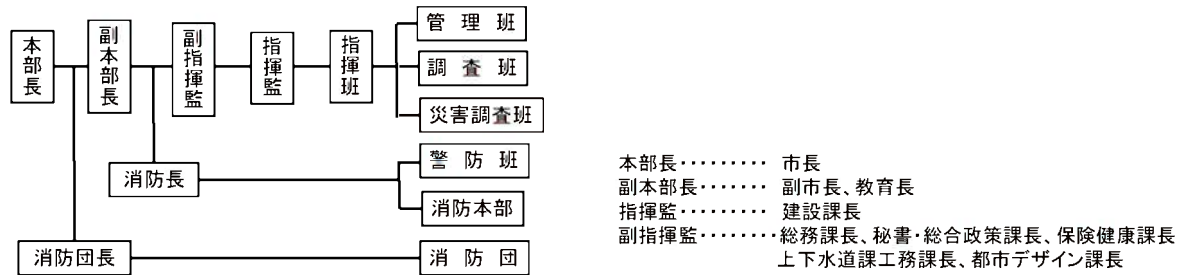
- ①水防活動（水門等操作を含む）には複数で出勤し、可能な限りライフジャケットを着用する。
- ②水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ③指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員等を随時交代させる。
- ④水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ⑤指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ⑥指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、消防団員等の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ⑦指揮者は、活動中の不足な事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ⑧市は、消防団員等に対し、出水期前に洪水時等の安全確保について研修により周知徹底を図る。

第2章 水防組織

2 市の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は水防本部を設置し、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。



班名	班長	班員	業務
指揮班	建設課 総括課長代理	建設課職員	<ul style="list-style-type: none"> 水防業務全般にわたる企画、指揮及び緊急対策 本部の連絡調整 水防資機材の整備
管理班	財務経営課 総括課長代理	財務経営課職員	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急復旧の調査費配分 気象情報の把握
調査班	都市デザイン課 総括課長代理	都市デザイン課職員	<ul style="list-style-type: none"> 土木災害関係の速報 土木災害状況の記録報告
災害調査班	建設部門 課長代理	産業促進課職員	<ul style="list-style-type: none"> 河川、道路の災害調査 宅造地、住宅の被害調査
警防班	消防本部総務課 総括課長代理	消防本部 総務課職員	<ul style="list-style-type: none"> 水防工法の指導

※本表に含まれない職員は、指揮監の指示により臨時に所要の業務を分担する。

第3章 重要水防区域等

3.1 重要水防箇所の設定基準

重要水防箇所等は、堤防の決壊、漏水、川の水が溢れる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

3.2 重要水防区域の設定箇所（大分県）

河川名	記号	危険箇所			予想される 水害の種 類	避難場所 消防団 水防資材車庫（所管）	水防工 法
		位置	左右岸	延長（m）			
熊崎川	B-1	大字稲田 堂籠橋から河口	両岸	2,800m	溢水等	(避)下北小学校、諏訪山体育館 (団) (水)	積土の う等
海添川	B-2	大字海添 たたら川合流点から河口	両岸	1,800m	溢水等	(避)臼杵高校 (団) (水)	積土の う等
佐志生川	B-6	大字佐志生 目明橋から河口	両岸	1,000m	溢水等	(避)佐志生漁村環境センター (団) (水)	積土の う等
末広川	B-7	大字末広 久保田橋から末広橋	両岸	1,800m	溢水等	(避)上北小学校 (団) (水)	積土の う等
田井ヶ迫川	B-8	大字野田 野田4号橋から一木橋	両岸	600m	溢水等	(避)下南小学校 (団) (水)	積土の う等
左津留川	B-9	大字搔懐 臼杵南小学校から臼杵川合流 点	両岸	400m	溢水等	(避)下南小学校 (団) (水)	積土の う等
温井川	B-10	大字野田から臼杵川合流点	両岸	1,000m	溢水等	(避)福良ヶ丘小学校 (団) (水)	積土の う等

3.3 水防区域の設定箇所（大分県）

河川名	記号	危険箇所			予想さ れる水 害の種 類	避難場所 消防団 水防資材車庫（所管）	水防工 法
		位置	左右岸	延長（m）			
下ノ江川	C-1	大字下ノ江 鉄道橋から下ノ江橋まで	両岸	1,600m	溢水等	(避) (団) (水)	積土の う等
吉田川	C-6	野津町大字吉田	両岸	1,500m	溢水等	(避) (団) (水)	積土の う等

3.4 重要浸水区域の設定箇所（大分県）

過去10年間のうち、1回の浸水、津波または高潮により家屋10戸以上が浸水した区域

河川名	記号	危険箇所			予想される水害の種類	避難場所 消防団 水防資材車庫（所管）	水防工法
		位置	左右岸	延長 (m)			
左津留川	E-6	大字搔懐 臼杵南小学校から臼杵川合流点	両岸	400m	溢水等	(避)下南小学校 (団) (水)	積土の う等
佐志生川	E-7	大字佐志生 目明橋から河口	両岸	1,000m	溢水等	(避)佐志生漁村環境セン ター (団) (水)	積土の う等
下ノ江川	E-8	大字下ノ江 鉄道橋から下ノ江橋	両岸	1,600m			
海添川	E-9	大字海添 たたら川合流点から清流橋	両岸	1,000m	溢水等	(避)臼杵高校 (団) (水)	積土の う等
臼杵川	E-10	大字武山 大工川合流点から荒田橋	両岸	5,800m	溢水等	(避)福良ヶ丘小学校 (団) (水)	積土の う等

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

大分地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を九州地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨・長雨・融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

警報・注意報等の発表基準

(ア) 大雨・洪水・高潮

注意報	大雨	雨量基準	平坦地以外：40mm/h
		土壌雨量指数基準	98
	洪水	雨量基準	平坦地以外：40mm/h
		流域雨量指数基準	臼杵川流域＝19 野津川流域＝10
	高潮	潮位	1.4m
警報	大雨	雨量基準	平坦地以外：60mm/h
		土壌雨量指数基準	152
	洪水	雨量基準	平坦地以外：60mm/h
		流域雨量指数基準	臼杵川流域＝24 野津川流域＝13
	高潮	潮位	2.1m
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量 110 mm以上	
<p>【備考】</p> <p>※基準値における「…以上」の「以上」は省略した。</p> <p>※平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域。</p> <p>※土壌雨量指数は1km四方毎に設定しているが、市内における基準の最低値を掲載。</p> <p>※「〇〇川流域＝〇」は、「〇〇川流域の雨量指数〇以上」を意味する。</p> <p>※潮位の基準面は、東京湾平均海面（TP）である。</p>			

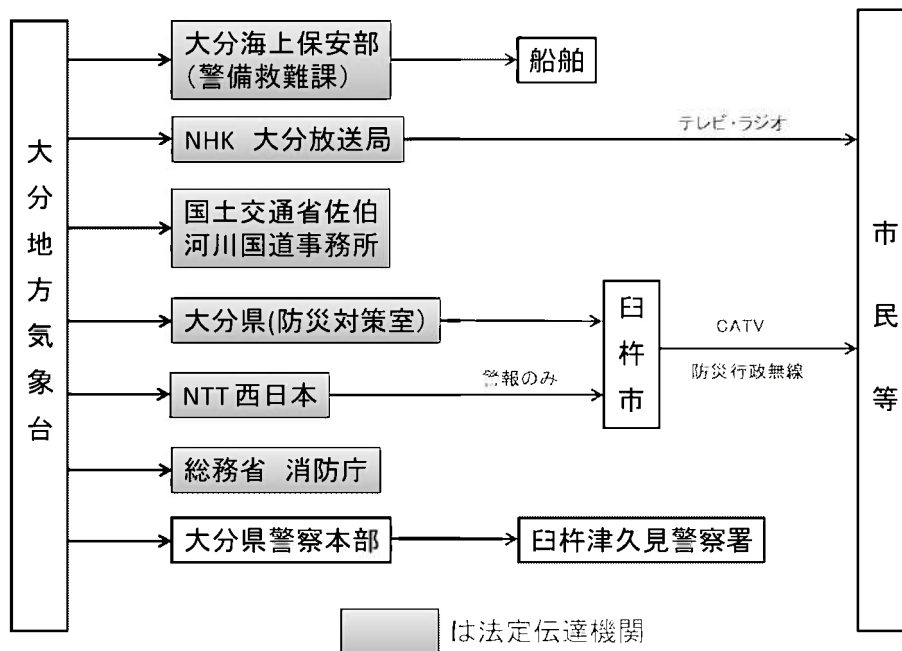
(イ) 津波

津波予報区		区 域	
大分県 豊後水道沿岸		大分県（関崎以東に限る）	
大分県 瀬戸内海沿岸		大分県（関崎以東に限る）	
種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表（津波の高さ予想区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超（10m<予想高さ）	巨大
		10m（5m<予想高さ≤10m）	
		5m（3m<予想高さ≤5m）	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m（1m<予想高さ≤3m）	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上、1m以下の場合であって津波による災害の恐れがある場合	1m（0.2m≤予想高さ≤1m）	（標記しない）
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。	
	津波注意報を解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。	
津波情報	種 類	内 容	
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。	
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。	
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。	
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。	
<p>1 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う。</p> <p>2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>3 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。</p> <p>なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2m未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。</p> <p>また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3m以下、津波警報を発表している沿岸で1m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。</p>			

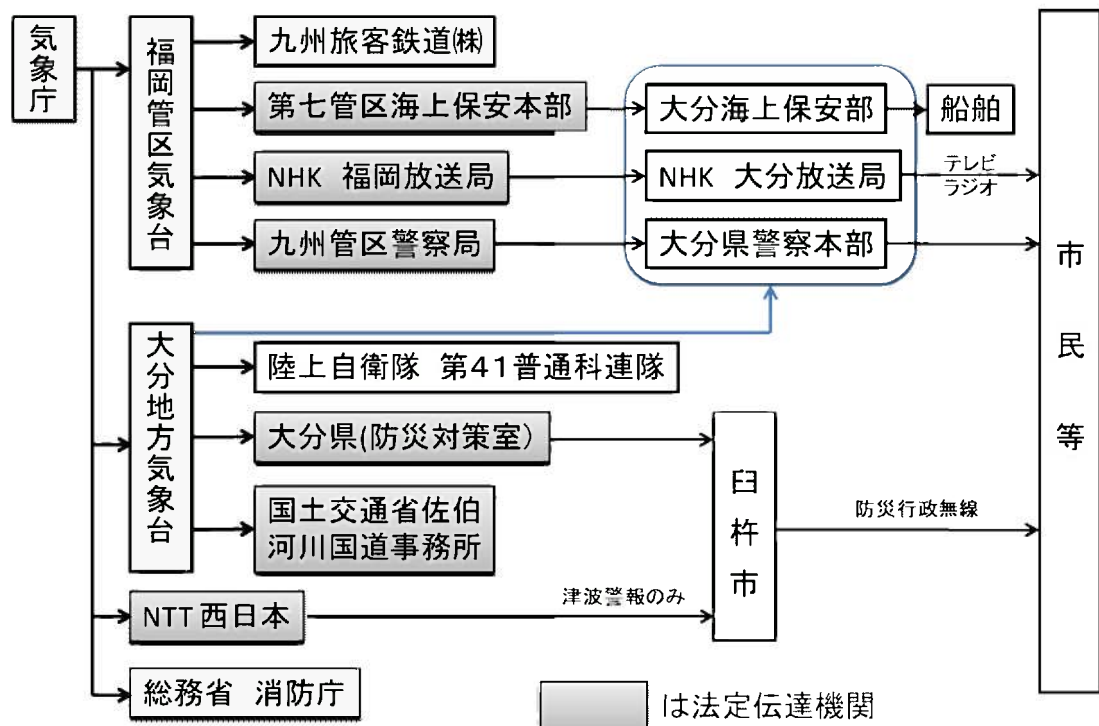
参考：気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の「大津波警報」が特別警報に位置付けられる。また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

①洪水等の場合



②津波の場合



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

発表する情報の種類、発表基準は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

臼杵市内には、該当する河川はない。

(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

臼杵市内には、該当する河川はない。

4.3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については知事から、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知する。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

(2) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

臼杵市内には、該当する河川はない。

(3) 県が行う水位到達情報の通知

①水防警報を行う指定河川、区域

河川名	延長	区域
熊崎川	両岸 4,300m	臼杵市大字藤河内 新大坪橋から河口まで
末広川	両岸 4,200m	臼杵市大字末広 大將軍橋から河口まで
臼杵川	両岸 4,700m	臼杵市大字野田 馬代橋から河口まで
温井川	両岸 1,000m	臼杵市大字野田から臼杵川合流点まで
田井ヶ迫川	両岸 1,200m	臼杵市大字野田 野田4号橋から臼杵川合流点まで
左津留川	両岸 900m	臼杵市大字左津留から臼杵川合流点まで
海添川	両岸 1,800m	臼杵市大字海添 たたら川合流点から河口まで
佐志生川	両岸 1,700m	臼杵市大字佐志生 善五郎橋から河口まで

②避難判断水位及び氾濫危険水位の通知の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
熊崎川	堂籠橋	臼杵市大字稲田	0.80	1.20	1.50	1.90
末広川	黒丸橋	臼杵市大字末広	1.60	2.50	3.00	3.50
臼杵川	万里橋	臼杵市大字市浜	3.10	3.30	3.50	3.60
温井川	福良1号橋	臼杵市大字野田	1.30	1.90	2.30	2.70
左津留川	南津留小学校橋	臼杵市大字左津留	1.30	2.30	2.80	3.10
海添川	竹尾橋	臼杵市大字海添	1.30	1.90	2.10	2.20
佐志生川	山崎橋	臼杵市大字佐志生	0.90	1.50	1.70	2.00

※ 田井ヶ迫川は、臼杵川の水位を使用している。

③水位到達情報の通知の担当官署

全ての河川において、大分県臼杵土木事務所が担当官署となる。

④水位到達情報の通知の発表形式

大分県水防計画【資料編】中、資料4にある様式にて通知を受ける。

平成 年 月 日

送信元	送信先
-----	-----

〇〇川 避難判断水位情報【第1号】

(様式-7) (観測所名: △〇橋)

平成 年 月 日 時 分 発表	〇〇土木事務所 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
-----------------	-----------------------------

△〇川 の水位は、 日 時 分 には
〇〇市〇〇町 〇〇橋 水位観測所で、新基準に基づく
避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる
避難判断水位 _____ m に達し、

イ. 尚、上昇しています。

ロ. 1 時間に _____ cm の割合で上昇しています。

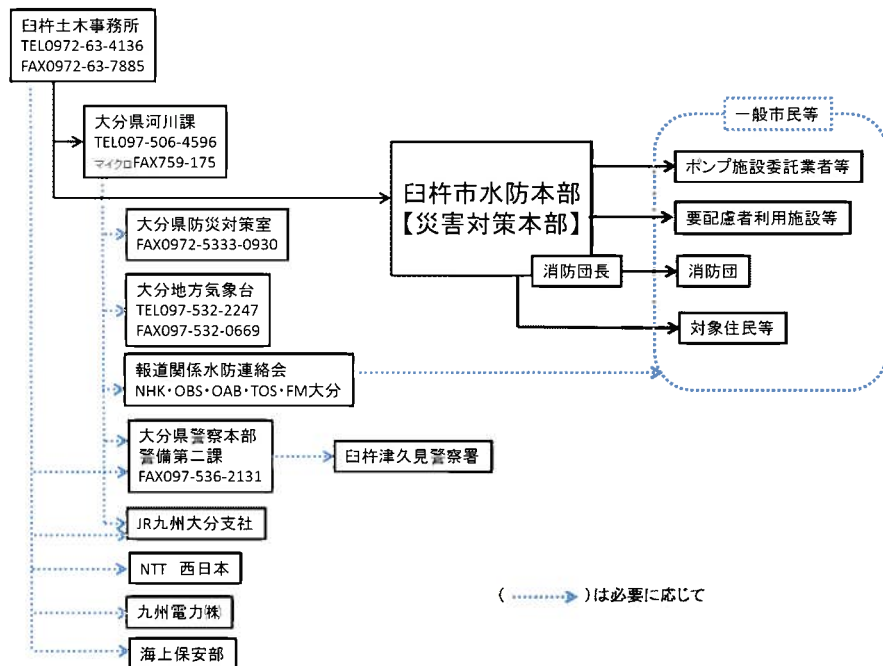
厳重な警戒をして下さい。
※なお、避難勧告等の発令の目安は「冠層危険水位」です。
 (「避難判断水位」は避難・高齢者等避難開始の発令の目安となりました)
 ※市町村からの避難警報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(水防開始水位: _____ m) (冠層注意水位: _____ m) (避難判断水位: _____ m) (冠層危険水位: _____ m)

伝達された方は、必ず避難勧告等の発令書も同時にしつす。

発 信 者			受 信 者			備 考		
機関名	氏名	時刻	機関名	氏名	時刻	発信者氏名	受信者氏名	時刻

⑤水位到達情報の伝達経路及び手段



4.4 水防警報

4.4.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短すぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しない場合もある。

4.4.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は下記警報の種類のとおりである。

種 類	内 容	発 表 基 準
第1 段階 (待機)	・水防団員の足留めを警告するもので状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。 ・又は出動時間が長びくような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。	大分地方気象台の雨または高潮等に関する通報とその時の状況により判断して発表する。
第2 段階 (準備)	・水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに活動できるように準備をする旨を警告するもの。	各水位観測所が指定水位に達してから水位上昇し水防の必要があると判断されるとき。
第3 段階 (出動)	・水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位に達し、以降水位上昇し破堤の公算大のとき。
第4 段階 (解除)	・水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。	氾濫注意水位以下に下がり再び増水する恐れがないと判断されるとき。

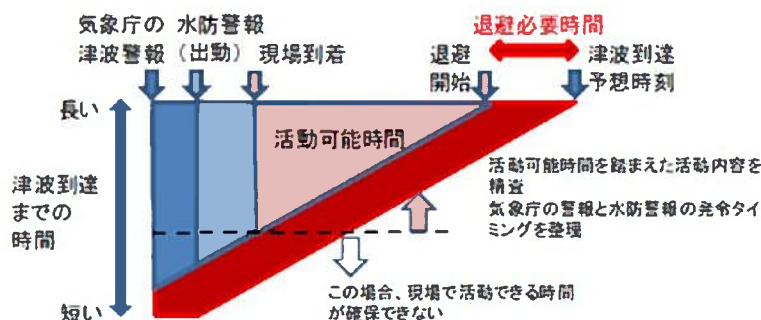
4.4.3 津波に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した海岸・河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した海岸・河川について水防警報したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。（※津波警報時は、未指定海岸区域も含む。）

※日本近海における地震発生の場合、地域にとって該当する地震の震源域に関する情報をもとに、あらかじめ津波到達時間が推定できていることが大前提となっている。

※各地域の実情や立地条件を踏まえて、「活動可能時間」の有無を検討し、状況に応じて水防警報の発表基準を定めるものとする。



※安全時間も考慮した退避必要時間の確保を最優先し、活動可能時間は他の必要ない時間を差し引いた結果得られる時間

水防警報の種類、内容及び発令基準は、次のとおりである。

ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合にのみ発表する。

- ①日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合
- ②日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状况等から津波到来まで「活動可能時間」が確保できる場合
- ③チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状况等から当該地域までの津波到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分確保できる場合

種類	内容	発表基準
第1段階 (出動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超える恐れがあるとき
第2段階 (解除)	水防活動の必要が解消した旨を通知するもの	・気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき ・水防活動の必要があると認められなくなったとき

(2) 水防警報の伝達経路及び手段

①水防警報の伝達経路及び手段は、「4.3 水位周知河川における水位到達情報・(3) 県が行う水位到達情報の通知・⑥水位到達情報の伝達経路及び手段」を参照。

②水防警報の発表形式

平成 年 月 日

送元	土木事務所長	送先	殿
----	--------	----	---

水 防 警 報 (津波)

(様式一)

水 防 警 報 第 号	種 別 準 備	河 川 ・ 地 岸 名
平成 年 月 日 時 分		発 表
<p style="text-align: center;">_____日 _____時 _____分 に津波警報(大津波・津波) が発表され、_____沿岸では、_____mの津波が予想されています。 津波到達時間は _____沿岸で _____日 _____時 _____分 頃と予想されています。</p> <p style="text-align: center;">今後の水防活動に備え、水防団員の安全を確保し 準備 して下さい。</p> <p style="text-align: center;"><small>※緊急を要する場合は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。</small></p> <p style="text-align: center;"><small>(水防団待機水位: m) (はん毫注意水位: m) (避難判断水位: m) (はん毫警戒水位: m)</small></p>		

※送信された方は、必ず送信確認の電話をお願いします。

発 信			受 信			確 認		
連 絡 名	氏 名	時 刻	連 絡 名	氏 名	時 刻	号 照 者 氏 名	長 官 者 氏 名	時 刻

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位・潮位観測所

市内における水位観測所は、県管理の水位観測所が7箇所ある。

県管理の水位観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
熊崎川	堂籠橋	臼杵市大字稻田	0.80	1.20	1.50	1.90
末広川	黒丸橋	臼杵市大字末広	1.60	2.50	3.00	3.50
臼杵川	万里橋	臼杵市大字市浜	3.10	3.30	3.50	3.60
温井川	福良1号橋	臼杵市大字野田	1.30	1.90	2.30	2.70
左津留川	南津留小学校橋	臼杵市大字左津留	1.30	2.30	2.80	3.10
海添川	竹尾橋	臼杵市大字海添	1.30	1.90	2.10	2.20
佐志生川	山崎橋	臼杵市大字佐志生	0.90	1.50	1.70	2.00

(2) 潮位観測所

潮位観測所は、市内にはなく、隣接の大分市に海上保安庁の1箇所（大分：大分市大字三佐）がある。

(3) 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は4.2の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を県水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。

(4) 水位の公表

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況をインターネットにより公表するものとする。



大分県（雨量・水位観測情報）

<http://river.pref.oita.jp/>

携帯端末用 <http://river.pref.oita.jp/mobile/>

5.2 雨量の観測（雨量観測所）

市内には、県管理の雨量観測所が4箇所あるほか、気象庁管理の気象観測所（雨量）1箇所ある。また、市が所有する雨量観測機については、6箇所設置してある。

観測所名	設置位置	種別	管理者	観測者	連絡先
臼杵土木	大字臼杵（臼杵川水系）	テレメーター・自記	臼杵土木事務所	臼杵土木事務所	0972-63-4136
野田	大字野田（臼杵川水系）	テレメーター	臼杵土木事務所（砂防課観測所）	臼杵土木事務所	0972-63-4136
再進峠	大字岳谷（末広川水系）	テレメーター	再進中継所（大分県防災危機管理課観測）	臼杵土木事務所	
野津町	野津町大字泊（野津川水系）	テレメーター	臼杵土木事務所（砂防課観測所）	臼杵土木事務所	0972-63-4136
野津ダム	野津町大字垣河内（野津川水系）	テレメーター	野津ダム管理事務所	臼杵土木事務所	0974-22-1057
臼杵消防署	大字市浜	テレメーター	臼杵市消防本部	臼杵消防署	0972-62-2303
臼杵市消防署野津分署	野津町大字宮原	テレメーター	臼杵市消防本部	臼杵消防署	0974-32-2411
乙見ダム	大字乙見	テレメーター	臼杵市農林振興課	臼杵市農林振興課	0972-65-2765
末広ダム	大字田尻	テレメーター	臼杵市農林振興課	臼杵市農林振興課	0972-63-5438
野田ダム	大字野田	テレメーター	臼杵市農林振興課	臼杵市農林振興課	
中ノ川ダム	大字岳谷	テレメーター	臼杵市農林振興課	臼杵市農林振興課	
臼杵	大字諏訪	有線ロボット雨量計	気象庁		

第6章 気象予報等の情報収集

6 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁

・ 気象警報・注意報

<http://www.jma.go.jp/jp/warn/>



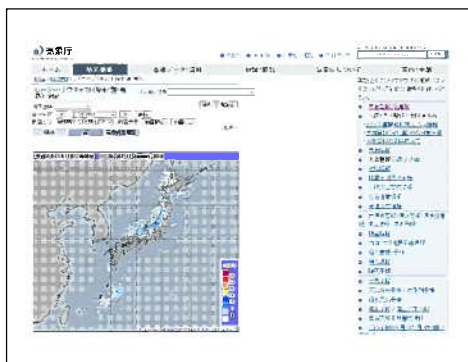
・ アメダス

<http://www.jma.go.jp/jp/amedas/>



・ レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）

<http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/>



・ 高解像度降水ナウキャスト

<https://www.jma.go.jp/jp/highresrad/>



・ 洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>



・ 大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>



(2) 雨量・河川水位

国土交通省

・川の防災情報

【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>



(3) 潮位・波高

国土交通省

・海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）

【PC版】 <http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】 <http://nowphas.mlit.go.jp>



国土交通省防災情報提供センター

・潮位情報リンク

http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html



気象庁

・潮位観測情報

<http://www.jma.go.jp/jp/choi/>



・海洋の健康診断表・波浪に関するデータ

http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.htm

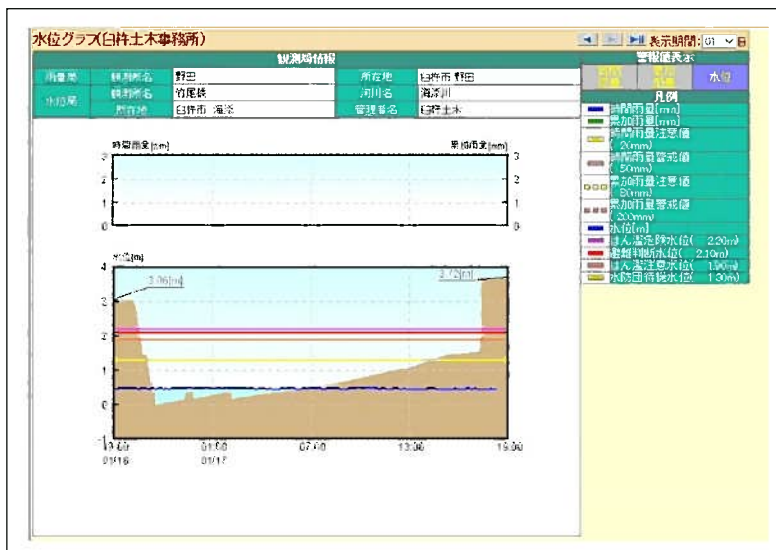
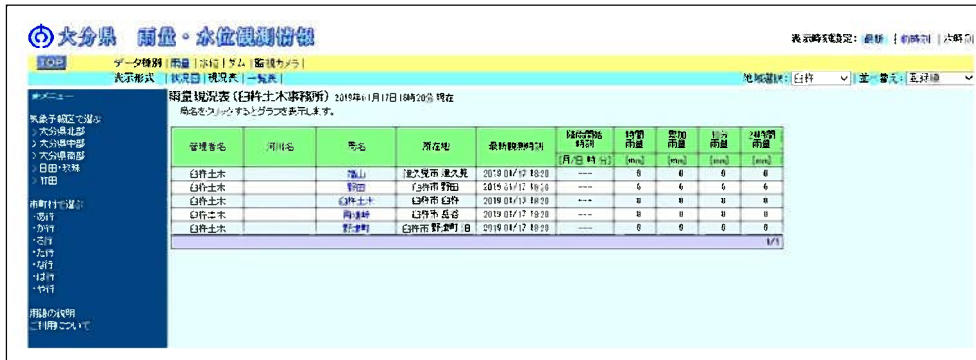


(4) 大分県

・ 大分県 雨量・水位観測情報

<http://river.pref.oita.jp/>

【携帯版】 <http://river.pref.oita.jp/mobile/>



第7章 ダム・水門等の操作

7.1 ダム・水門等

(1) 河川区間のダム・水門（洪水）

水防上重要なダム及び水門等は、次のとおりである。

ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

(2) 河口部・海岸部の水門（津波、高潮）

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水門・閘門の管理者は、大津波警報、津波警報が発表された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

①ダム

乙見ダム	臼杵川	大字乙見	農 業 用 利 水・防災	臼杵市（農林振興課）	0972-65-2765	
末広ダム	末広川	大字田尻	農 業 用 利 水・防災	臼杵市（農林振興課）	0972-63-5438	
中ノ川ダム	末広川	大字岳谷	農 業 用 利 水・防災	臼杵市（農林振興課）	電話なし	
野田ダム	田井ヶ迫川	大字野田	農 業 用 利 水・防災	臼杵市（農林振興課）	電話なし	
野津ダム	野津川	野津町大字垣河内	多目的（治 水・水道）	野津ダム管理事務所 （臼杵土木事務所）	0974-22-1057	

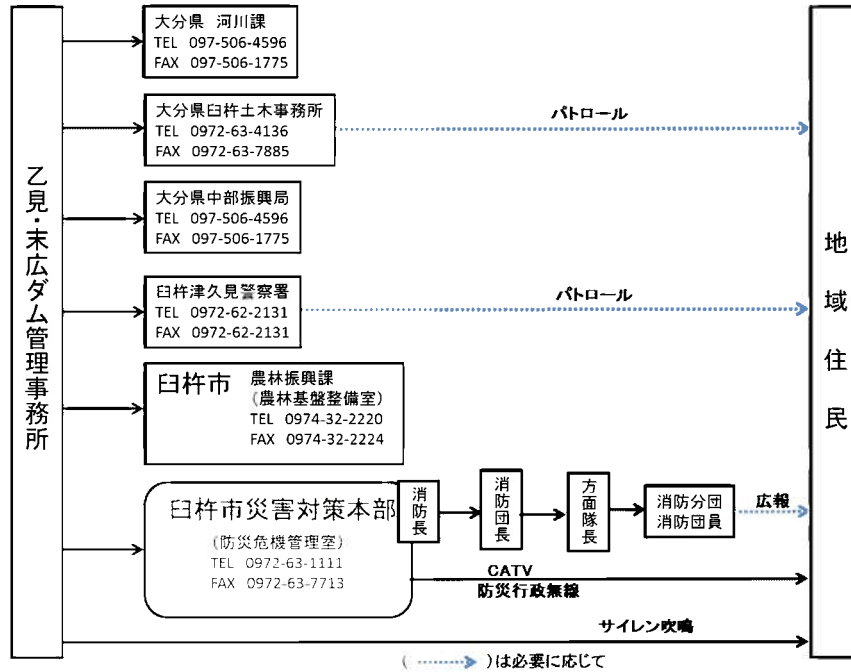
②水門

名称	所在	河川名	排水区名	管理者
本丁都市下水路	大字臼杵字浜171-4番地先	海添川	本丁排水区	臼杵市（上下水道工務課）
塩田都市下水路	大字福良字屋敷余り125番地先	臼杵川	塩田排水区	臼杵市（上下水道工務課）
新地都市下水路	大字市浜字坪井迫258番地先	末広川	新地排水区	臼杵市（上下水道工務課）
狭間都市下水路（幹）	大字戸室字大迫941-2番地先	末広川	狭間排水区	臼杵市（上下水道工務課）
狭間都市下水路（準）	大字江無田字樋ノ内327-6番地先	末広川	狭間排水区	臼杵市（上下水道工務課）
上中間都市下水路	大字江無田字向黒友65-2	熊崎川	上中間排水区	臼杵市（上下水道工務課）
土橋雨水ポンプ場	大字市浜字1863-20番地先	臼杵川		臼杵市（上下水道工務課）

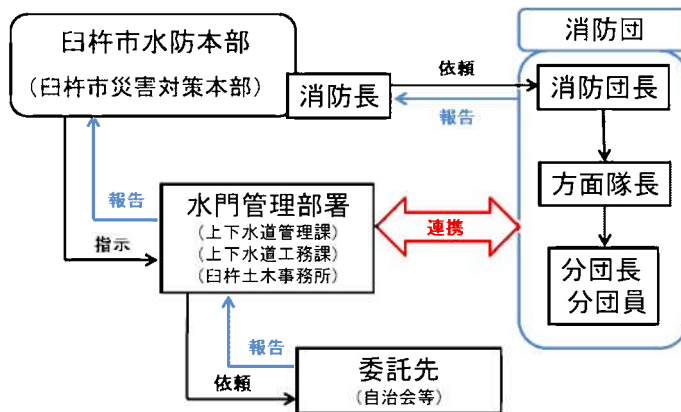
7.2 操作の連絡及び伝達方法

ダム及び水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者等に迅速に連絡するものとする。

①乙見ダム及び末広ダムの伝達経路



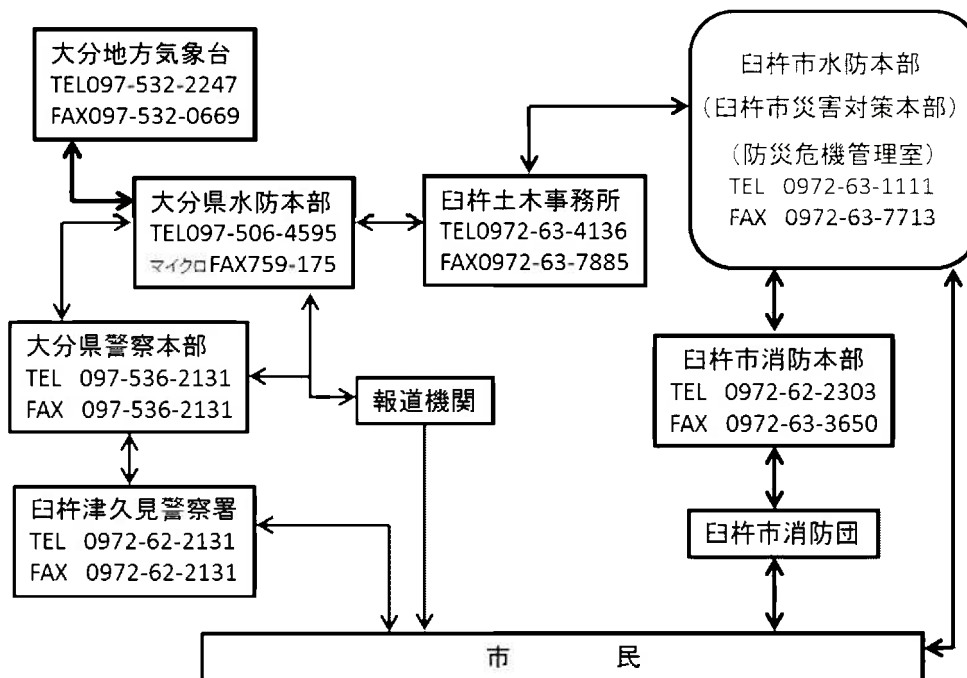
②水門（洪水）操作の連絡及び伝達系統



第8章 通信連絡

8.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。



8.2 災害時優先通話の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

8.3 その他の通話施設の利用

その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 臼杵市MCA・IP無線
- (2) 臼杵市防災行政無線
- (3) 衛星携帯電話
- (4) 臼杵市消防救急無線
- (5) 大分県防災行政無線
- (6) アマチュア無線（赤十字奉仕団）

第9章 水防施設及び輸送

9.1 水防倉庫及び水防資器材

①市内の水防倉庫及び備蓄資器材は、次のとおりである。

水防倉庫

水防倉庫名	位置	管理責任者	鍵保管者	資材充用の区域
臼杵市役所	臼杵市洲崎	臼杵市長	総務課長	旧市内全域
臼杵土木事務所	臼杵市洲崎	臼杵土木事務所長	総務課長	管内全域
臼杵市野津庁舎	臼杵市野津町野津市	臼杵市長	総務課長	旧町内全域

備蓄資機材

水防倉庫名	空 俵 (ビニール)	杭	鉄 線	繩	ロー プ	スコ ップ	木 槌	く わ	ツ ル ハ シ	鋸	斧	鎌	ハン マー	照 明 具	そ の 他
臼杵市役所	2,500			10	20	20	5	15	10	10		50	10	10	
臼杵土木事務所	11,000	19	45			40	1	2	4		1		1	2	大型土のう42袋
臼杵市野津庁舎	500				2	6	1			1		3	1	5	

②水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため別途定める業者とあらかじめ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

③水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、大分県臼杵土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

9.2 輸送の確保

非常の際の水防資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路及び輸送のためのトラックその他輸送車の配備を計画しておくものとする。

第10章 水防活動

10.1 水防配備

(1) 市の配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、津波の場合等、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集および連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制	数名の職員が対応
第2配備	1 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2 水防対策準備室長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第3配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理ができたいと認められるとき 2. 水防本部長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

(2) 消防機関の配備体制

① 消防機関の管轄地域等

臼杵市消防団の管轄区域については次のとおりである。

方面隊	分団	部	管轄区域
野津	第1分団	第1部	大字八里合、大字福良木
		第2部	大字亀甲
		第3部	大字王子
	第2分団	第1部	大字野津市、大字山頭
		第2部	大字原、大字宮原
		第3部	大字都原、大字老松
	第3分団	第1部	大字西神野
		第2部	大字垣河内、大字泊
		第3部	大字岩屋、大字白岩
		第4部	大字清水原、大字落谷
	第4分団	第1部	大字前河内
		第2部	大字吉田
		第3部	大字秋山、大字西畑のうち尾原、栃原、風瀬、石上
		第4部	大字西畑のうち東光寺、鼓石、竹脇、田中
		第5部	大字東谷
	第5分団	第1部	大字千塚、大字鳥嶽
		第2部	大字柚子ノ木、大字西寒田、大字藤小野

方面隊	分団	部	管轄区域
臼杵	第1分団		大字臼杵のうち本町、新町、唐人町、置屋町、横町、浜町、掛町、田町
	第2分団		大字臼杵のうち祇園ノ洲、港町、洲崎
	第3分団		大字臼杵のうち辻、本丁、浜、大字海添
	第4分団		大字二王座(東福良区を含む。)
	第5分団		大字福良(東福良区を除く。)、大字市浜のうち千代田
	第6分団		大字市浜(千代田を除く。)、大字戸室、大字江無田、大字前田のうち門前
	第7分団	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部	大字野田 大字望月 大字前田(門前を除く。) 大字家野 大字深田
	第8分団	第1部 第2部 第3部 第4部	大字板知屋 大字大泊 大字風成 大字深江のうち鳴川、坪江
	第9分団	第1部 第2部 第3部	深江、柿ノ浦 久保浦、苜場、破磯、清水 泊ケ内
	第10分団	第1部 第2部 第3部 第4部	大字諏訪(津留を除く。) 大字諏訪のうち津留 大字大浜 大字中津浦
	第11分団	第1部 第2部 第3部 第4部 第5部 第6部 第7部 第8部 第9部 第10部	大字久木小野(落合を除く。) 大字吉小野 大字中臼杵 大字武山 大字搔懐 大字中尾 大字左津留 大字高山 大字乙見 大字東神野
	第12分団	第1部 第2部 第3部 第4部	大字岳谷のうち松ヶ岳 大字岳谷のうち中ノ川 大字田尻、大字久木小野のうち落合 大字末広
	第13分団	第1部 第2部 第3部	大字井村、大字大野のうち友田 大字稲田 大字藤河内
	第14分団	第1部 第2部 第3部	大字大野(友田を除く。) 大字田井 大字下ノ江
	第15分団	第1部 第2部 第3部 第4部	大字佐志生のうち目明 " 桑原 " 尾本 " 藤田

②消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は、おおむね次のとおりとする。

配置区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1.河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2.気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1.河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2.潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防管理者が解除の指令をしたとき	

10.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

この時、消防機関が立ち会い又は共同巡視を行うことが望ましい。

(2) 出水時

(ア) 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制を指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、第3章に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、臼杵土木事務所長（県水防支部長）及び河川等の管理者に報告し、臼杵土木事務所長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、10.6 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(イ) 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制を指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な個所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、臼杵土木事務所長（県水防支部長）及び海岸等の管理者に連絡し、臼杵土木事務所長は県水防本部長に報告するものとする。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③海岸又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

10.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料1のとおりである。

その際、水防作業の従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、従事者が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

10.4 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

10.5 避難のための立退き

- ①洪水または高潮等の氾濫により著しく危険な事態が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の住居者に対し、避難のため立退くべきことを指示することができる。

この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

- ②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を臼杵土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- ③水防管理者は、当該区域を管轄する警察署長と協議の上、あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な処置を講じておくものとする。

10.6 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村の長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

10.7 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、臼杵土木事務所長を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 1 章 水防信号・水防標識等

11.1 水防信号

法第 20 条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- 第 1 信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- 第 2 信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

(大分県水防信号規程 第 2 条)

	警鐘信号	サイレン信号 (余いん防止符)
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 5 秒 15 秒 ○-休止-○-休止-○-休止-
第 2 信号	○-○-○ ○-○-○	約 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 5 秒 6 秒 ○-休止-○-休止-○-休止-
第 3 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 10 秒 5 秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止-
第 4 信号	乱打	約 1 分 5 秒 1 分 ○-休止-○-

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

11.2 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



11.3 身分証票

消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次の通りとする。

第 号 身分証票 (表)	(裏)
住 所 氏 名 職 名 上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができるものであることを証する。 平成 年 月 日 臼杵市長 氏 名 印	(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。 (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。 (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第 1 2 章 協力及び応援

12.1 河川管理者の協力

大分県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

＜河川管理者の協力が必要な事項＞

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像）の提供
- (2) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く）、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

12.2 市町村間の応援及び相互協定

災害により独自では十分な応急措置が実施できない場合に、市長は、他市町村との災害時相互応援に関する協定に基づき応援を求めるものとする。

また、応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のために派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。

12.3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、臼杵津久見警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ臼杵津久見警察署長と協議しておくものとする。

12.4 自衛隊の派遣要請

市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求にあたっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、市長が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

12.5 国（河川国道事務所、地方气象台）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省が開催する水防連絡会等に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、気象状況については地方气象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

12.6 災害時応援協定等事業所及び団体との連携

市は、応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害時応援協定等事業所及び団体等に必要事項を明らかにして、協力を要請するものとする。

12.7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施にあたっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 13 章 費用負担と公用負担

13.1 費用負担

市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第 23 条の規定による応援のための費用
- (2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

13.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。


(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証			
		身 分	
		氏 名	
上記のものに臼杵市における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。			
平成	年	月	日
水防管理者		氏 名	印

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書						
第	号					
種	類	員	数			
使	用	収	用	処	分	
平	成	年	月	日		
					水防管理者	氏 名
					事務取扱者	氏 名 
						殿

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 1 4 章 水防報告等

14.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の内容を「水防実施記録」に記録し、保管するものとする。

- ①水防を実施した台風又は豪雨名
- ②警戒出動及び解除の日時
- ③水防活動を実施した河川名、海岸名及びその箇所
- ④水防活動を実施した消防団員等の出動人員
- ⑤水防作業の概況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑬水防功労者等及びその功績
- ⑭今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- ⑮その他必要な事項

14.2 水防活動実施報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を「水防実施状況報告書」（第 1 号様式）により、遅滞なくおおいた臼杵土木事務所長（県水防支部長）に報告するとともに、河川管理者にも報告するものとする。

報告を受けた支部長は、県水防本部長に報告するとともに水防記録を作成し、保管しなければならない。

第15章 水防訓練

15 水防訓練

市は、毎年出水期前に、消防機関の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。市民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し、水害の発生に備えるものとする。

実施責任者	訓練の内容
白杵市・消防関係機関	・ 気象情報、河川水位情報の収集・伝達経路の確認
	・ 被害情報、水防本部及び水防関係機関の水防活動状況の入手経路の確認
	・ 浸水実績等を考慮したパトロール区域の確認
	・ 要配慮者利用施設等に対する水位情報、避難情報等の伝達経路の確認
	・ 水防工法の実施方法の確認
	・ その他
市民・各施設管理者、自主防災組織等	・ 地域の水害の危険性を再確認（低地・くぼ地、地下駐車場等）
	・ 大分市、水防関係機関及び各施設管理者から発表される水害情報、避難情報等の入手方法の確認・検討
	・ 避難場所の位置及び避難経路の確認
	・ 家族等の安否確認の方法について
	・ その他

第 16 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸

水の防止のための措置

16.1 洪水・内水・高潮対応

16.1.1 洪水浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

河川名	告示番号	年月日	河川管理者
臼杵川	大分県告示第 152 号	平成21年1月27日	大分県
末広川	大分県告示第 152 号	平成21年1月27日	大分県
熊崎川	大分県告示第 152 号	平成21年1月27日	大分県
佐志生川	大分県告示第 152 号	平成21年1月27日	大分県
温井川	大分県告示第 152 号	平成21年1月27日	大分県
田井ヶ迫川	大分県告示第 152 号	平成21年1月27日	大分県
左津留川	大分県告示第 152 号	平成21年1月27日	大分県
海添川	大分県告示第 152 号	平成21年1月27日	大分県

16.1.2 内水浸水想定区域の指定

県または市町村は、水位周知下水道について、氾濫した場合に浸水が予想される区域を内水浸水想定区域（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町村の長に通知するものとする。

16.1.3 高潮浸水想定区域の指定

県は、水位周知海岸について、氾濫した場合に浸水が予想される区域を法第 14 条の 3 に規定される高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、県については関係市町村の長に通知するものとする。

16.1.4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとされている。

- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これら施設の名称及び所在地※

- イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
- ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る）

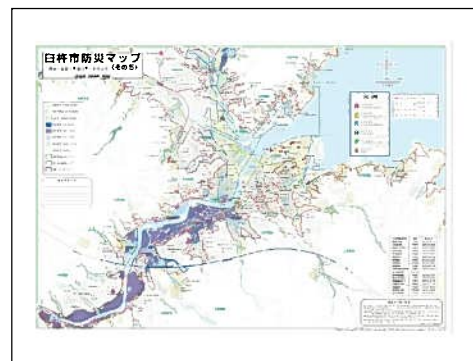
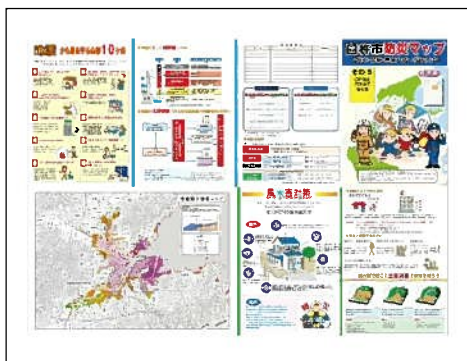
④その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

※浸水想定区域内の該当する要配慮者利用施設は、臼杵市地域防災計画 資料編参照

16.1.5 洪水ハザードマップ

市は、洪水浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。また、洪水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

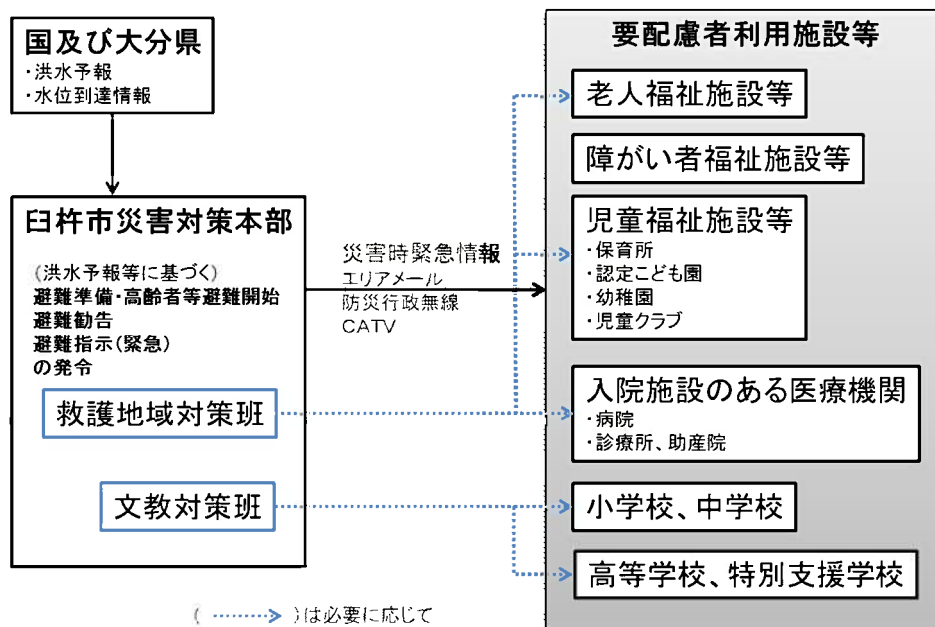


16.1.6 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すると

ともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。



16.2 津波対応

16.2.1 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」(平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号)に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町村の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

16.2.2 津波避難に関する計画

市は、津波発生時に市民が迅速に避難するため、地震・津波に対する避難場所の指定や避難通路の選定等の対策について地域防災計画にて定めるものとする。

16.2.3 津波ハザードマップの作成・周知

市長は、津波災害警戒区域の指定に関わらず、県の津波による浸水予測に基づき、津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けられる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

